明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二八）　一
〔告　示〕
○教科用図書の検定に関する件（文部科学七九）　八
○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件（国土交通五五二）　一四
○自動車の共通構造部の型式を指定した件（同五五三～五六二）　一五
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二六
裁判所
破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等
厚生年金基金変更・解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　六九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　七〇
会社その他
会社決算公告　七三

府令

○内閣府令第二十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年五月二十五日　内閣総理大臣　安倍　晋三

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。